

長野県環境エネルギー戦略における建築物関係の施策

参考資料 3

建築物における環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度

目的

建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価する制度及び建築時に併せて自然エネルギー設備の設置を検討する制度を導入することにより、建築物の省エネルギー及び自然エネルギー導入の推進を図り、もって温室効果ガス排出量の削減を促進する。
(5年間で30,000棟の建築物をサポート)

対象者

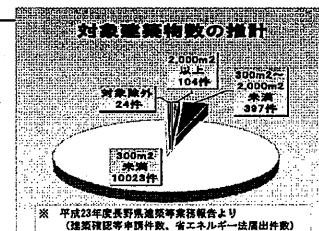
- 検討義務…建築主（依頼により設計者等が環境エネルギー性能の情報提供）
- 届出義務、掲示努力義務…建築主

対象行為

- 建築物の新築、改築
(改築は、建築物単体で捉えた場合に新築、建替えに当たるもの)

制度の概要

- 建築物環境エネルギー性能検討制度
建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が建築時に省エネルギー性能を検討し、より省エネルギーに配慮した建築物の選択を促す制度
- 建築物自然エネルギー導入検討制度
建築時における自然エネルギー導入の可能性の説明に基づき、建築主に設備導入の検討を促す制度



	建築物環境エネルギー性能検討制度				建築物自然エネルギー導入検討制度			
	環境エネルギー性能検討 (建築主)	環境エネルギー性能掲示 (建築主)	環境エネルギー性能算出 (建築主)	自然エネルギー導入可否性検討 (建築主)	自然エネルギー導入検討結果提出 (建築主)	自然エネルギー導入検討結果提出 (建築主)	未利用エネルギー活用検討結果提出 (建築主)	
10,000m ² 以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	○	
10,000m ² 未満 2,000m ² 以上	○	○ 努力義務	○	○	○ 努力義務	○	×	
2,000m ² 未満 300m ² 以上	○	○ 努力義務	×	○	○ 努力義務	×	×	
300m ² 未満 ～ 10m ² 未満	○ (移行期間は 努力義務)	×	×	○ (移行期間は 努力義務)	×	×	×	
10m ² 以下 空き 文化財 冷蔵庫等不採 用	×	×	×	×	×	×	×	
備考	・建築主からの依頼 により情報提供 ・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く ・県への届出 ・県は公表、助言できる ・建築主からの依頼 により情報提供 ・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く ・県への届出 ・県は公表、助言できる	・建築主からの依頼 により情報提供 ・出入口等への掲示 ・戸建住宅を除く ・県への届出 ・県は公表、助言できる						

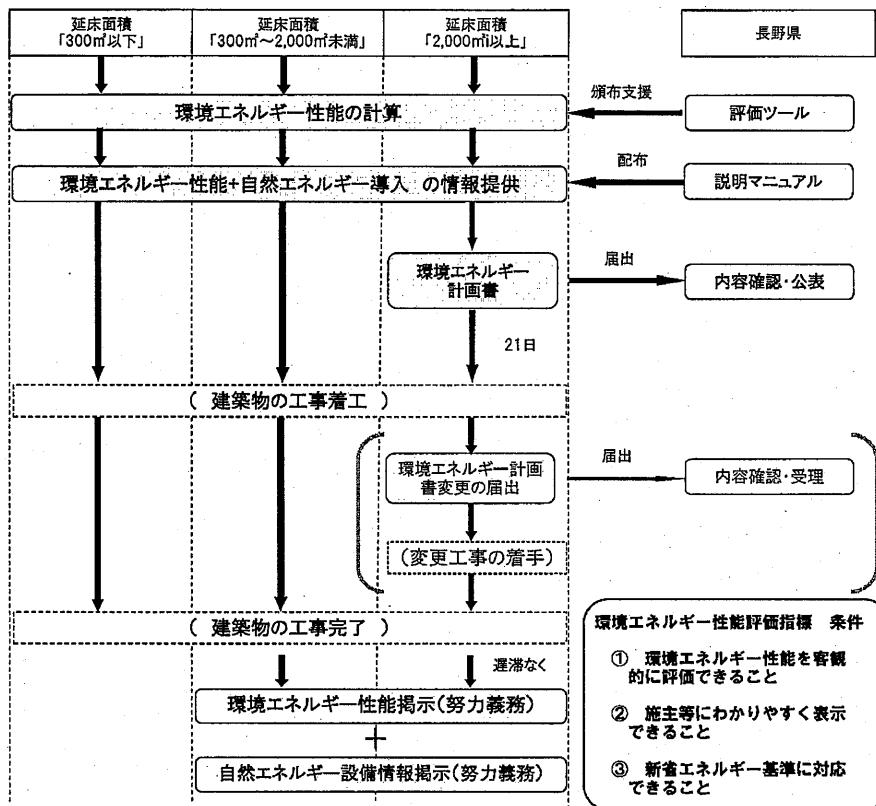
普及啓発

- 制度の普及を図るため、指針・マニュアルを作成の上、各種講習会を実施し、制度の普及に努める
- 環境エネルギー性能評価指標の取得講習会
 - 建築物省エネルギー技術講習会
 - 自然エネルギー導入マニュアルの作成

県による指導・勧告等

- 届出の内容について省エネルギー基準等に基づき指導・助言をすることができる
- 届出、報告等の提出などを行わない場合については、勧告・公表できる

建築物環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度のフロー



建築物の地球温暖化対策制度における長野県の役割

	省エネルギーに関する規制		建築物環境エネルギー性能評価制度						建築物自然エネルギー導入検討制度		
	省エネルギー性能算出 (建築主)	省エネルギー性能掲示 (建築主)	環境エネルギー性能算出 (建築主)	環境エネルギー性能掲示 (建築主)	環境エネルギー性能算出 (建築主)	環境エネルギー性能掲示 (建築主)	省エネルギー導入可否性検討 (建築主)	省エネルギー導入検討結果提出 (建築主)	省エネルギー導入検討結果提出 (建築主)	省エネルギー導入検討結果提出 (建築主)	
2,000m ² 以上	○	-	H28～	-	×	○	△	○ 努力義務	×	○	○ 努力義務
2,000m ² 未満 ～ 300m ² 未満	○	-	H30～	-	×	○	×	○ 努力義務	×	○	○ 努力義務
300m ² 未満 ～ 10m ² 未満	×	-	H32～	-	×	○ (移行期間は努力義務)	×	×	×	○ (移行期間は努力義務)	×

※ 凡例 ○(制度が規定されていること)
□(制度の役割分担がない(できない)こと)
×(制度を適用していないこと)